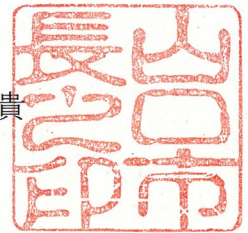


山口市公告第19号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、山口農業振興地域整備計画を別紙のとおり変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和8年2月20日

山口市長 伊藤 和 貴



1 縦覧場所

山口市農林水産部農業振興課 山口市亀山町2番1号

2 縦覧開始日

令和8年2月20日

(別紙)

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定により定めた山口農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を、次表のとおり変更した。

【山口農業振興地域整備計画】

用途区分

地区番号 区域番号	用途区分の変更をする土地	
12	秋穂二島字南前四の切 3267 番 1	460 m <sup>2</sup>
13	嘉川字東馬渡 2207 番 1	35.80 m <sup>2</sup>
28	阿知須字北ノ端 2481 番 4	1,661 m <sup>2</sup>